

香南市消防職員の懲戒処分等について

次のとおり、懲戒処分、分限処分および指導上の措置を行いましたので公表します。

1. 処分日

令和7年3月19日

2. 被処分者及び処分内容

職位	性別	年齢	処分内容
消防司令 (課長補佐級)	男性	51	停職3か月 [懲戒処分] 消防司令補(主任級)へ降任 [分限処分]

3. 懲戒処分の概要

令和6年2月、職員から被処分者のパワーハラスメント行為についての相談があり、調査委員会による調査を実施した結果、令和5年度から6年度において複数の部下職員に対し、個人の尊厳を侵害する発言や人間関係からの切り離しに該当する発言、精神的な攻撃となる暴言など、パワーハラスメントと認められる複数の行為が、被害職員および第三者からの証言により判明した。また、被処分者は、過去にもパワーハラスメント行為になり得る言動に対して指導を受けた経緯がありながら、根本的な改善に至らず、この度のパワーハラスメント事案となる非違行為を再発生させた。これら一連の行為は、部下職員の精神的負担を増大させ、消防組織の職場環境を悪化させるものであり、部下職員の育成を担う消防司令の行為として看過することはできない。

このことは、市民の生命と財産を保護するという責務を担う消防職員としてはもとより、市民の模範となるべき倫理観が求められる公務員としてあるまじき行為であり、市民の信用を失墜する行為としての責任も重いことから、法令等に照らし厳正に処分を決定した。

4. 分限処分の概要

被処分者は消防司令としての指揮監督する職責を果たすべき立場にある。

しかしながら、特に職員間の円滑な意思疎通が、市民の生命・財産及び安全の保護に直結する極めて重要な要素となる消防組織において、被処分者はハラスメント行為により、部下職員を萎縮させるだけでなく、職員間の信頼関係を損ない、消防組織の職場環境の悪化を招いた。この事実は、消防組織の円滑な運営に支障をきたし、職責への適格性を欠くとの判断により法令等に照らし処分を決定した。

5. 管理監督責任による処分

職位	性別	年齢	処分内容
消防次長 (課長級)	男性	59	戒告 [懲戒処分]
消防署長 (課長級)	男性	56	訓告 [指導上の措置]

6. 処分の概要

被処分者は、管理監督職員としてハラスメント防止措置等を講じるべき立場であり、ハラスメント撲滅に向けた取組を推進する立場にある。ハラスメント研修の実施等、一定の取組は行ってきたものの、結果として根本的な組織風土の改善には至っていない現状が認められた。

この度、パワーハラスメント事案を発生させたことにより、消防組織全体の信頼性が損なわれ、市民の信用を失墜させる事態を招いたことについて、管理監督職員としての責任が重いことから法令等に照らし処分を決定した。

7. 再発防止策について

この度の事案を厳粛に受け止め、二度とこのような事態を引き起こさないために、以下の再発防止策を徹底してまいります。

- 定期的なアンケート調査等を実施し、管理職員が職員の意見や要望を把握・共有するとともに、職場環境の改善に努める
- 外部相談窓口の周知徹底及び利用方法の明確化
- 「ハラスメントの兆候を早期に発見し、適切に対応するための研修」等、管理監督職員対象研修の実施

8. 消防長コメント

本市消防組織が発生させましたハラスメント事案によって、市民の皆様の信頼を大きく損なうこととなり、消防長として深く反省するとともに心よりお詫び申し上げます。

市民の皆様の命と財産を守る組織の職員として、一人ひとりが本事案を深く受け止め、個々の能力が発揮できる職場環境、相互に尊重し合える体制の構築等、信頼回復に向け全職員一丸となって取り組んでまいります。

令和7年3月19日

香南市消防長 恒光 博篤

<問い合わせ>

消防本部消防長 恒光

TEL：0887 - 55 - 4141